

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の概要

平成26年11月

水・大気環境局

水環境課

土壌環境課地下水・地盤環境室

1. 水質汚濁防止法施行規則の一部改正及び排水基準を定める省令の一部改正

- 平成23年10月、カドミウムについて、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の基準値が変更された。
(0.01mg/Lから0.003mg/Lに変更)
- これを受け、カドミウム及びその化合物の排水基準を0.1mg/Lから0.03 mg/Lとし（排水基準を定める省令の一部改正）、地下水の浄化措置命令に関する浄化基準を0.01mg/Lから0.003mg/Lとする（水質汚濁防止法施行規則の一部改正）。

2. 暫定排水基準の設定

排水基準を定める省令の一部改正においては、改正後のカドミウム及びその化合物の排水基準に対応することが著しく困難と認められる一部の工場・事業場（4業種）に対して、以下の暫定排水基準を設定する。

①金属鉱業

暫定排水基準：0.08mg/L

適用期間：本改正省令施行の日から2年間

②非鉄金属第1次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）

暫定排水基準：0.09mg/L

適用期間：本改正省令施行の日から3年間

③非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）

暫定排水基準：0.09mg/L

適用期間：本改正省令施行の日から3年間

④溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）

暫定排水基準：0.1 mg/L

適用期間：本改正省令施行の日から2年間

3. 経過措置

（1）新基準の適用時期

本改正省令に基づくカドミウム及びその化合物の新排水基準（一般排水基準及び暫定排水基準）は、本改正省令施行日以後に新たに特定事業場となる事業場には直ちに適用されるが、本改正省令施行の際現に特定施設を設置（設置の工事を行っているものを含む。）している特定事業場については、本改正省令施行の日から6月間（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第3に掲げる施設を設置している特定事業場については1年間）は適用せず、従前の排水基準が適用されることとする。

（2）罰則

以下の行為に対する罰則の適用については、従前どおりとする。

①本改正省令の施行前にした行為

②3.（1）により従前の排水基準が適用される場合における本改正省令施行後にした行為

4. スケジュール

公布日：平成26年11月4日

施行日：平成26年12月1日